


所管部課	市民部 保険年金課	部長	広沢 光政	
件名	東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について			
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>国民健康保険税更正決定通知書等の様式を廃止し、国民健康保険税納税通知書内に記載できるように改正を行う。</p> <p>その他、異議申立てに関する内容を削除する。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>現在、当初の納税通知書を送付後に、国民健康保険税に税額変更が起きた世帯主に対して、更正決定通知書と納税通知書を同封しているが、似た内容の通知が2通同封されているため、被保険者から解りにくいという意見がある。また、事務の効率化を図るため、更正決定通知書を廃止し納税通知書内に記載できるよう一本化する。</p> <p>(2) 対象となる様式</p> <p>第1号様式～第12号様式</p> <p>(3) 施行日</p> <p>この規則は、平成27年7月1日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容が解りやすい納税通知書を送付することができる。 ・事務の効率化が図れる。 				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、改正の手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。